新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

1. 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和4年7月29日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。

今後については、国や三重県の方針を踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や三重県が新たな基準や方針を示した際や 市民の生活圏と認められる地域において、顕著な感染拡大が認められた際などには 適宜見直すこととします。

2. 基準適用期間

令和4年9月16日(金)から当面の間。

3. 市主催事業等の開催及び貸館基準 (特措法第24条第9項に基づく県による協力要請)

(1)市主催事業等の開催基準

「4. 感染防止対策」の徹底を図ることを前提に、次の通りの開催基準とする。 人数上限と収容率を比べ、どちらか小さい方を限度とする。

	5,000 人		
人数上限	収容定員が設定されていない場合は、下記「収容率上限」の「収容定員ない場合」と同様とする。		
	※参加人数が 5,000 人より多い見込みの際は「1)注意事項」の②を参照。		
	事業全体が 「大声なし」の事業 等	同一事業で 「大声あり」「大声 なし」のエリアを明 確に区分した事業等	事業全体が 「大声あり」の事業 等
	100%以内	「大声あり」エリア 50%以内 「大声なし」エリア 100%以内	50%以内
収容率上限	収容定員がない場合は最低限人と人とが接触しない程度の間隔を空けること。	は、座席の前後左右の1 席は空けること。収容定 員がない場合は十分な 人と人との間隔(最低1 m)空けること。グルー プで参加しているかしているかしているかしているがかしているがかいである。 だと(5名以内)ではるとは、少なくともグルで前ること。 た右の1席は空けること。 「大声なし」エリア場合は、収容定員がない場合	十分な人と人との間隔 (最低 1m)空けること。 と。 固定席がある場合は、座 席の前後左右の 1 席は 空けること。グループで 参加している場合は、少
		は最低限人と人とが接 触しない程度の間隔を 空けること。	

1)注意事項

①「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発

することを指す。

(大声の具体例)

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱など(スポーツの得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声」に当たらない。)
- ※大声を出すことを積極的に推奨する、または大声の発生に対する必要な対策を十分に施さない事業等は「大声ありの事業等」に該当する。
- ②参加人数が 5,000 人より多い見込みの事業等を開催する際は「感染防止安全計画」の策定が必要な場合があるので、事前に県に相談すること。

(2)貸館基準

桑名市の施設等を貸し出す際は、事業等主催者が「4. 感染防止対策」の徹底を 図ることを前提に、以下の通りの基準とする。

1) 新規予約の受付

事業等主催者が上記の「(1)市主催事業等の開催基準」を遵守することを条件 に、受付を行うこと。

2)既に予約を受け付けているもの

事業等の内容が「(1)市主催事業等の開催基準」に抵触しているか否かを確認 し、必要に応じて、中止や人数変更等を事業等主催者に求めること。

3)注意事項

- ①桑名市内において感染拡大防止対策を強化する必要が生じた際は、この基準に関わらず、速やかに予約の取り消し等を行い、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくこと。
- ②施設等を貸し出す際は、事業等主催者に対し「屋内での十分な換気」「接触 感染や飛沫感染等のリスクに応じた感染防止対策」「感染者の来場を防ぐ対 策」「感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築」等を適切 に行うよう、促すこと。
- ③参加人数が 5,000 人より多い見込みの事業等を開催する際は「感染防止安全計画」の策定が必要な場合があるので、事前に県に相談するよう、事業

等主催者に伝えること。

4. 感染防止対策

以下の対策の徹底を図ること。なお、事業等主催者は、以下の対策以外にも、事業等の必要に応じ、対策を講じること。

- (1)以下のいずれかに該当する場合は、事業等への参加はできないこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。
 - 1) 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方
 - 2) 発熱や咳等の風邪症状がみられる方
- (2) 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方については、参加をご遠慮していただくこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。
- (3)事業等主催者は、県外にお住まいの方の参加について、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意のうえ、参加について今一度慎重にご検討いただくよう伝えるとともに、その上で参加される場合は、移動に際して感染防止対策の徹底を依頼すること。
- (4)事業等主催者は、保健所から要請があった場合に参加者名簿を保健所へ提供し、参加者自身も保健所からの聴き取りにご協力いただく旨、事前に参加者から了承を得ること。
- (5)事業等主催者は、参加者等に対し、事業等前後の移動や食事等においても基本的な感染防止対策を徹底するなどして、感染リスクの低減を心がけること。
- (6) 事業等主催者は、感染防止対策を実施するにあたっては、業種別ガイドラインについても参考にすること。
- (7)事業等主催者は、参加者等に対し、適切なマスク (不織布マスクを推奨)を正しく着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づく行動を求めるほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。ただし、屋外において、他者と距離がとれない

場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。

- (8)事業等主催者は、参加者等に対し、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用を推奨すること。また事業等の主催者の皆様においては、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の活用に努めること。
- (9)事業等主催者は「新しい生活様式」に基づき、適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手洗い・手指の消毒、室内の換気、声援に係る感染防止対策等)を講じること。
- (10)事業等主催者は、①密閉空間②密集場所③密接場面という3つの条件(3つの「密」)の回避や、人と人との距離を確保するための対策を講じること。特に換気については、強化すること。
- (11)事業等主催者は、必要に応じ、大声での発声または近接した距離での会話等を控えるよう、対策を講じること。
- (12)事業等主催者は、休憩時間の交流を控える等、参加者等に対し、確実な措置を講じること。
- (13)事業等主催者は、選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
- (14) 事業等主催者は事業等への参加者等を特定し、かつ参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めること。なお、作成した参加者名簿は個人情報保護の観点から、適正に管理し、事業等から14日を経過した後、不要となった時点で確実に廃棄すること。
- (15)基本的な感染対策と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底を周知すること。
- (16) 不特定多数の参加者が見込まれる事業等を開催する場合は「イベント開催時のチェックリスト」及び「感染防止対策チェックリスト」(別紙1)を作成し、会場への掲示等により公表し、事業等終了後1年間保管すること。
- (17)「4. 感染防止対策」内に記載の無い事項等については、国や三重県の方針に沿って対応すること。

<参考>

1. 各種QRコード等

「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」インストール方法 Google play App Store https://play.google.com/store/apps/ https://apps.apple.com/jp/app/id151 details?id=jp. go. mhlw. covid19radar 6764458 「安心みえる LINE」ついて 「安心みえる LINE」について 事業者の皆様向けガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/ https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/ ${\rm HP/m0068000076_00004.}\ {\rm htm}$ HP/m0068000076_00003.htm 利用者の皆様向け利用ガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000077_00002.htm

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 感染リスクが高まる「5つの場面」(別紙2)